

# 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見書

2016年（平成28年）4月27日

先物取引被害全国研究会  
代表幹事 弁護士 平澤慎一

事務局長 弁護士 島 幸明  
（連絡先）〒107-0052 東京都港区赤坂 3-9-18  
赤坂見附 KITAYAMA ビル 3階  
アクト法律事務所  
tel 03-5570-5671 fax 03-5570-5674

## 第1 意見の趣旨

法人顧客を相手方とする店頭外国為替証拠金取引（FX）について証拠金規制を行うことは賛成であるが、個人顧客に対する規制を参考にした倍率による規制など、投資家保護の目的で行う分かり易い規制を検討すべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 現状では、法人顧客を相手方とするFXについては証拠金規制が導入されておらず、FX取扱業者が任意で証拠金率を設定している状況であるところ、2015年1月のいわゆるスイスフランショックのような事態が今後発生した場合の影響の大きさに鑑みると、この点について適切な規制を導入することは賛成である。
- 2 他方で、改正案が規定する、法人顧客を相手方とする店頭FXにかかる証拠金率は、通貨ペア毎に過去の相場の変動率等に基づき算出させる（少なくとも1週間に1回見直すこととする）というもので、個人顧客に対する規制と比較して、極めて分かりづらいものとなっている。

個人投資家が、倍率規制を回避するために法人を設立して取引を行っている例が散見されることにも鑑みれば、法人取引であっても、投資家保護の目的で行う、適切な範囲での、分かり易い規制が検討されるべきである。

- 3 なお、仮に改正案を導入する場合は、適切な運用がなされるべく注意するとともに、高い倍率で行うFXのリスクについて、より一層の注意喚起を促して頂きたい。

以上